



福岡県医第 2897 号 (地)

平成 25 年 3 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外 (出来高) となる患者につきまして
は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定
方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」(平成 24 年厚
生労働省告示第 140 号) により示されているところです。

今般、2 月 22 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局
医療課より日本医師会を通じて別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し
上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

改正の概要について (詳細については添付資料をご参照ください。)

1. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算
定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」の別
表に下記薬剤を追加する。

セツキシマブ (遺伝子組換え)

リツキシマブ (遺伝子組換え)

B 型ボツリヌス毒素

セルトリズマブペゴル (遺伝子組換え)

2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算
定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」の別
表 25. エベロリムスの適応症に「結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星
細胞腫」及び「結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫」を追加する。

(保 226)

平成 25 年 2 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、2 月 22 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（セツキシマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、B 型ボツリヌス毒素、セルトリズマブペゴル（遺伝子組換え））が追加されるとともに、エベロリムスの適応症に「結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫、結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫」が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 25 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 25.2.22 保医発 0222 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第5991号

官報

1 平成25年2月22日 金曜日

目次

〔政 令〕

- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八）
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三九）

〔省 令〕

- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令（総務・経済産業一）

〔告 示〕

- 適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）
- 平成二十四年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（総務八八）

- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（同八九）
- 除籍が滅失した件（法務八二）
- 除籍の一部が滅失した件（同八三）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務五五）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二四）
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二五）

- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産四九八）
- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（経済産業二〇）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三六～一三八）
- 都市計画に関する件（東北地方整備局二七、二八）
- 自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局三五）
- 道路に関する件（同三六）

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（四国地方整備局一三）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（同一四）
- 道路に関する件（九州地方整備局二七）
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二八～三一）

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 内閣府 公正取引委員会 法務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 労働
- 中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光榮を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連する経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十四会計年度における前記の金銭負担の額に關し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百二十七万八千円(一二四、二七八、〇〇〇円)とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返

○厚生労働省告示第二十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

別表に第18部として次のように加える。

第18部

品 名	追 加 規 格	薬 価
-----	---------	-----

(あ)

アクトネル錠75mg	75mg 1錠	2,945.50
アマイニール分散錠2mg	2mg 1錠	5,376.30
アマイニール分散錠3mg	3mg 1錠	7,867.70
アマイロモカゾセル250mg	250mg 1カプセル	431.90

(え)

エリキユーア錠2.5mg	2.5mg 1錠	144.90
エリキユーア錠5mg	5mg 1錠	265.20
エルカルチンF F内用液10%	10% 1mL	70.40

(こ)

コレラジン錠12.5mg	12.5mg 1錠	385.40
--------------	-----------	--------

簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 岸田文雄

アメリカ合衆国特命全權大使 ジョン・V・ルース閣下

(米側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 岸田文雄閣下

アメリカ合衆国 特命全權大使 ジョン・V・ルース

(て)

チメレグラ配合錠	1錠	62.00
----------	----	-------

(と)

トビエース錠4mg	4mg 1錠	190.90
トビエース錠8mg	8mg 1錠	286.40

(へ)

ベネシット錠75mg	75mg 1錠	2,945.50
------------	---------	----------

(ほ)

ホスロゾン配合顆粒	100mg 1包(リントとして)	68.70
-----------	------------------	-------

(へ)

マロソ配合錠	1錠	484.30
--------	----	--------

(み)

ミニソマルトOD錠60μg	60μg 1錠	117.30
---------------	---------	--------

(め)

エルカルチンF F 静注1000mg	1,000mg 5mL 1管	934
--------------------	----------------	-----

(ろ)

シムジラ皮下注200mgシリノンジ	200mg 1mL 1筒	71.297
-------------------	--------------	--------

(り)

トレンジャー注 プレックスタッチ	300単位1キット	2,546
------------------	-----------	-------

(る)

トレンジャー注 ペンテアル	300単位1筒	1,796
---------------	---------	-------

(れ)

ナーアロツク筋注2500単位	2,500単位0.5mL 1瓶	28,902
----------------	-----------------	--------

(わ)

ビテュロオン皮下注用2mg	2mg 1キット(懸濁用液付)	3,486
---------------	-----------------	-------

(に)

ニユーゾロバットチ2.25mg	2.25mg 1枚	270.30
-----------------	-----------	--------

(ハ)

ニユーゾロバットチ4.5mg	4.5mg 1枚	416.50
----------------	----------	--------

(ヘ)

ニユーゾロバットチ9mg	9mg 1枚	641.80
--------------	--------	--------

(ロ)

ニユーゾロバットチ13.5mg	13.5mg 1枚	826.50
-----------------	-----------	--------

(リ)

ニユーゾロバットチ2.25mg	2.25mg 1枚	270.30
-----------------	-----------	--------

(ル)

ニユーゾロバットチ4.5mg	4.5mg 1枚	416.50
----------------	----------	--------

(レ)

ニユーゾロバットチ9mg	9mg 1枚	641.80
--------------	--------	--------

(ワ)

ニユーゾロバットチ13.5mg	13.5mg 1枚	826.50
-----------------	-----------	--------

(ニ)

ニユーゾロバットチ2.25mg	2.25mg 1枚	270.30
-----------------	-----------	--------

(ハ)

ニユーゾロバットチ4.5mg	4.5mg 1枚	416.50
----------------	----------	--------

(ヘ)

ニユーゾロバットチ9mg	9mg 1枚	641.80
--------------	--------	--------

○厚生労働省告示第二十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表25項中「平成23年12月22日」の次「及び平成24年11月21日」を加え、「06007xxxx99x41」を

06007xxxx99x41x
010010xxx99051x
180060xxx97xxxx
180060xxx99xxxx

に改め、同表に次のように加える。

45	セツキシマツ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成24年12月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	03001xxxx0103xx 03001xxxx0104xx 03001xxxx0113xx 03001xxxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx
46	リツキシマツ(遺伝子組換え)(薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であつて、申請書に添付した公知ではない資料について当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年1月31日に事前の審査を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。)	070560xxx97x0xx 070560xxx97x1xx 070560xxx99x0xx 070560xxx99x1xx 130140xxxxxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	010180xxx99x0xx
48	セルトロベプツ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	070470xxx99x4xx

農林水産省告示第百三十八号

租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号(租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年二月二十二日

表群馬県の中「前橋市農業協同組合」を削る。

農林水産大臣 林 芳正

〇経済産業省告示第二十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百一十一号)第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十二日

経済産業大臣 茂木 敏充

- 一 名称 公益財団法人日本適合性認定協会
- 二 住所 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一

- 三 指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)第二条第七号の国外適合性評価事業
- 四 廃止の日 平成二十五年二月二十四日

〇国土交通省告示第百三十六号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 石原上谷川

- (一) 砂防法第二条の土地の表示 イ 次に掲げる土地

宮崎県延岡市北川町川内名

字石原 三五八七番三

字石原 三五八九番一及び三五八九番二

字石原山 三七五八番

字下ツツラ山 三七八四番二七

- ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土地の区域を除く。)

宮崎県延岡市北川町川内名

字石原 三五八七番一

三五八六番

一及び二
二及び三
三及び四
四及び五

三五八六番地先水路敷

三五八七番三池先水路敷

字石原山 三七五九番

三七五八番
三七五七番一

三七五七番二

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 不土野川

- (一) 砂防法第二条の土地の表示 イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野

字天包 一五八一番二八
一五八一番一九

一五八二番二五地先河川敷
一五八二番五八

一五八二番五八

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 渡司川

- (一) 砂防法第二条の土地の表示 イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市美川町

二六三七番一三 一号から四号まで
二六三七番二一 五号

二六四四番一 六号から八号まで

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 汗田谷川

- (一) 砂防法第二条の土地の表示 イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市南郷町中村

字汁田 乙三五八二番 一号及び二号
乙三五八四番 三号
乙三五八八番 四号
乙三五九二番 五号

乙三五九二番

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成25年厚生労働省告示25号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、セツキシマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、B型ボツリヌス毒素、セルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）を追加するとともに、エベロリムスの適応症に「結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫、結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年11月22日保医発第1122第1号）の別表を別紙のとおり改める。

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)		ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	注射用ノボセブン 1. 2mg (2.2ml)、4. 8ml (8.5ml) ノボセブンH1 静注用 1mg (1ml)、2mg (2ml)、5mg (5ml)	GP IIb/IIIa及び/又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるグラントマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	<u>130110 出血性疾患</u> 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	献血ウェノグロブリンH5%静注 0. 5g (10ml)、1g (20ml) 2. 5g (50ml)、5g (100ml)	全身型重症筋無力症 (ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏功しない場合に限る)	G700	<u>010130 重症筋無力症、その他の神経筋障害</u> 010130x01x0xx 010130x97x0xx 010130x99x0xx 010130x99x3xx
3	ウステキヌマブ (遺伝子組換え)	ステラール皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$	<u>070470 関節リウマチ</u> 070470x01x2xx 070470x02x0xx 070470x02x2xx 070470x03x0xx 070470x03x2xx 070470x97x0xx 070470x97x2xx 070470x99x0xx 070470x99x1xx 070470x99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常性乾癬	L400,	<u>080140 炎症性角化症</u> 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	G50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010x01x3xx 090010x02x3xx 090010x97x30x 090010x97x31x 090010x99x30x 090010x99x31x
5	ボリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841	<u>130030 非ホジキンリンパ腫</u> 130030x99x30x 130030x99x31x
6	ゴリムマブ (遺伝子組換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ (関節の構造的損傷の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$	<u>070470 関節リウマチ</u> 070470x99x4xx
7	ダブトマイシン	キュービシン静注用 350mg	<u>【適応菌種】</u> ダブトマイシンに感性的メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) <u>【適応症】</u> 敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染	I33\$ L03\$, L08\$ A410	<u>050090 心内膜炎</u> 050090x97x0xx 050090x99x0xx 050090x99x1xx <u>080011 急性膿皮症</u> 080011x970x0x 080011x971xxx 080011x99xxxx <u>180010 敗血症</u> 180010x0xxx0xx 180010x1xxx0xx
8	テリパラチド (遺伝子組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	<u>070370 脊椎骨粗鬆症</u> 070370x99xxxx
9	ベンダムスチン塩酸塩	トレアキシ点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851	<u>130030 非ホジキンリンパ腫</u> 130030x97x2xx 130030x99x2xx 130030x99x30x 130030x99x31x
10	アザンチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$	<u>130060 骨髄異形成症候群</u> 130060x97x30x 130060x99x3xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症	ICD-10 (参考)	診断群分類番号
		銘 柄 (参考)			
11	ロミブロステム (遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注 250μg調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	<u>130110 出血性疾患 (その他)</u> 130110x0xx0xx 130110x1xx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ (遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$	<u>060020 胃の悪性腫瘍</u> 060020x01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌	G25\$	<u>06007x 肺臓、脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	<u>130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物</u> 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269 G254, D137	<u>060035 大腸 (上行結腸からS状結腸) の悪性腫瘍</u> 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x <u>06007x 肺臓、脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
18	ペバシズマブ (遺伝子組換え)	アバستن点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	<u>010090 多発性硬化症</u> 010090xxxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 (ジェノタイプ1 (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	<u>060295 慢性C型肝炎</u> 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症	ICD-10 (参考)	診断群分類番号
		銘 柄 (参考)			
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x
22	テリバラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキマブ (遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウェルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	Q998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロドックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフィニートール錠5mg アフィニートール錠2.5mg アフィニートール分散錠2mg アフィニートール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432	010010 脳腫瘍 010010xx99051x
			腺神経内分泌腫瘍	C25\$	06007x 膵臓・脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
			結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫	D177	180060 その他の新生物 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70	130070 白血球疾患(その他) 130070xx99x0xx
27	リネゾリド	ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg	肺炎(小児)	J15\$	040080 肺炎, 急性気管支炎, 急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピンアルファ (遺伝子組換え)	タイロゲン筋注用0.9mg	分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助	G73	100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x2xx
29	ドリベナム水和物	フィニバックス点滴静注用0.25g フィニバックス点滴静注用0.5g フィニバックスキット点滴静注用0.25g	肺炎(小児)	J13, J14, J15\$	040080 肺炎, 急性気管支炎, 急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
30	ミグlustat	ブレイザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型	E752	100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg	ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌	G34\$	040040 肺の悪性腫瘍 040040xx01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
			ICD-10 (参考)		
32	モガムリズマブ(遺伝子組換え)	ボテリジオ点滴静注20mg	GCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫	G915	130050 慢性白血病, 骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)	ブルモザイム吸入液2.5mg	嚢胞性線維症における肺機能の改善	E84\$	100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx
34	スニチニブリンゴ酸塩	スーテントカプセル 12.5mg	根治切除不能の膵内分泌腫瘍	C25\$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	ソマトロピン(遺伝子組換え)	グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長	E343	100360 小人症 100360xxxxxxxx
36	バクリタキセル	タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg	再発又は難治性の胚細胞腫瘍	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
37	タゾバクタムナトリウム・ピベラシリンナトリウム	ゾシン静注用 2.25 ゾシン静注用 4.5	腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎	K800, K801, K81\$ K803, K804, K830 K65\$	060335 胆嚢水腫、胆嚢炎等 060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx 060340 胆管 (肝内外) 結石、胆管炎 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx 060370 腹膜炎、腹腔内膿瘍 (女性器臓器を除く) 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x
38	シクロスポリン	ネオーラル 10mg ネオーラル 25mg ネオーラル 50mg ネオーラル内容液 10%	Vogt-小柳-原田病、サルコイドーシス、その他の (非感染性) ぶどう膜炎	H308	020130 原田病 020130xxxxxxxx
39	スチレピントール	ディアコミットドライシロップ 250mg ディアコミットドライシロップ 500mg ディアコミットカプセル 250mg	Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作	G403	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x
40	フェニル酪酸ナトリウム	ブフェニール錠 500mg ブフェニール顆粒94%	尿素サイクル異常症	E722	100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
41	バソパニブ塩酸塩	ヴォトリエント錠 200mg	悪性軟部腫瘍	G490 G491, G492, G493, G494, G495, G496	03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx97x4xx 03001xxx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍 (腎臓を除く) 070041xx01x3xx 070041xx99x2xx
42	ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」	ソマチュリン皮下注 60mg ソマチュリン皮下注 90mg ソマチュリン皮下注 120mg	先端巨大症、下垂体性巨人症	E220	100260 下垂体機能亢進症 100260xx9711xx 100260xx9901xx 100260xx9911xx

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
43	テゲサイクリン	タイガシル点滴静注用 50mg	深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、ひらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎	(特定出来ない) 全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン	トービイ吸入液 300mg	囊胞性線維症患者における緑膿菌による呼吸器感染	E84\$ 100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
45	セツキシマブ(遺伝子組換え)	アービタックス注射液100mg	頭頸部癌	G760 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx
46	リツキシマブ(遺伝子組換え)	リツキサン注10mg/mL(100mg/10mL) リツキサン注10mg/mL(500mg/50mL)	顕微鏡的多発血管炎、ウェゲナー肉芽腫症	M300, M313 070560 全身性臓器障害を伴う自己免疫性疾患 070560xx97x0xx 070560xx97x1xx 070560xx99x0xx 070560xx99x1xx
			免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患	D477 130140 造血器疾患 (その他) 130140xxxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素	ナーブロック筋注2500単位	痙性斜頸	G243 010180 不随意運動 010180xx99x0xx
48	セルトリズマブ ペゴ (遺伝子組換え)	シムジア皮下注200mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ	M0680, M0681, M0682, M0683, M0684, M0685, M0686, M0687, M0688, M0689 M0800, M0801, M0802, M0803, M0804, M0805, M0806, M0807, M0808, M0809 070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx